水俣市監査委員公告第５号

令和６年度定期監査（後期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、その内容を公表する。

令和７年５月２７日

水俣市監査委員　　永　田　　靖

水俣市監査委員　　桑　原　一　知

令和6年度　定期監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
地域振興課	令和7年2月28日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア　休日勤務した4時間分について、時間外勤務手当が支給されているが、半日振替を取得していた。（地域振 イ　休日勤務した4時間分の振替手当が支給されているが、同一週に以前の週休日の振替休を取得しており、1週間の正規の勤務時間を超えないため、振替手当は支給できない。（水俣環境アカデミア）	年休処理としました。 総務課と相談し、適正な処理を行います。
税務課	令和7年2月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。 （ア）週休日に勤務した4時間分を半日振替とした残りの時間について、平日単価とすべきところを休日単価としていた。（固定資産税係） （イ）週休日に勤務した分を振替対応とし、同一週内に振替休を取得していないため振替手当が支給されていたが、以前の分の振替休を同一週内に取得しているため、振替手当の対象とはならないものがあった。（固定資産税係）	御指摘のとおりでしたので、総務課と協議をし、返還の手続きを進めています。今後、適正な事務処理、内容の確認に努めます。 御指摘のとおりでしたので、総務課と協議をし、返還の手続きを進めています。今後、適正な事務処理、内容の確認に努めます。
環境課	令和7年2月28日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア　丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。（環境もやい推進室） イ　時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。 （ア）時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。（環境衛生室） （イ）時間外勤務時間数の合計時間数に誤りがあった（R6.7月分）（環境もやい推進係） （ウ）週休日の催し物で、他の課係に応援依頼した際に、休日深夜の時間にまたがった7.75ｈについて一日振替としていた（環境もやい推進係） ウ　環境課は、火のまつりの実行委員会の事務局をしており、火のまつり実施において、看護協会へ派遣を依頼した看護師へ謝金を支払っているが、所得税の源泉徴収及び納付を行っていないので、適切に処理されたい。（環境もやい推進係）	これまで行った弁護士相談による対応を踏襲し、未納額解消に努めます。 イ（ア）　総務課と協議し、３月支給分で追給していただきます。今後、適切な処理に努めます。（環境衛生室） イ（イ）改めて計算し、３月支給分において差引き支給により調整しました。 （ウ）今後催し物のあり方等を含めて検討し、適切な処理を行うように努めます。 ウ　今後適正な処理を行うように努めます。
農業委員会事務局	令和7年2月6日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
経済振興課	令和7年3月6日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
農林水産課	令和7年3月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア　行政財産の使用許可をする際、水俣市行政財産使用料条例第2条第1号の規定により、使用許可期間が１月以上の場合は月割額とするが、日割額により計算しているものがあった。（農業振興室） イ　時間外勤務手当の計算で、同じ区分の勤務時間30分以上1時間未満の端数がある事業が2つあるが、調整されていないものがあった。（農林水産土木室） ウ　水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条第5項の規定により、貸切バス等による旅行は、その貸切バス等は公用車とみなして条例の規定を適用し、日当を減額調整をするが、されていなかった。（林務水産土木室） エ　補助金の関係書類について、昨年度の財務監査において、下記の事業等については本来あるべき書類が簿冊に綴られていなかったと指摘したが、申請書や報告書など揃っていなかったため、再三の催促により書類は簿冊に綴られた。しかし、決裁文書を紛失したものが幾つかあったことで、文書が再発行され、決裁日付印も押印されていないものがあった。（農業振興室）	ア　計算方法について、令和３年度に当課で同様の事例があり同じ方法で算定していたもの。関係するのは当課だけではないため、水俣市行政財産使用条例所管課である財政課に協議の上、庁内共通の運用の基、算定をすることとします。 イ　事後になりますが、修正する予定です。今後十分注意いたします。 ウ　事後になりますが、修正する予定です。今後十分注意いたします。 エ　書類管理について、今後このようなことがないよう、十分注意いたします。
土木課	令和7年3月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務命令簿に記載があるが、時間外勤務手当の支給もれとなっているものがあった。（R6.9.3　道路公園管理室）	支給漏れ分については、指摘された後、速やかに支給するように事務手続きを行いました。今後支給漏れがないようチェック体制を強化します。
都市計画課	令和7年3月21日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務命令簿に記載があるが、時間外勤務手当の支給もれとなっているものがあった。（市営住宅係）	支給漏れ分の時間外手当については、遡及して支給しました。 ご指摘の内容について、今後、適切な処理に努めます。

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
教育課	令和7年4月25日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 週休日に勤務した4ｈ分を半日振替とした残りの時間について、平日単価とすべきところを休日単価としていた。総務課と協議の上、適切に処理されたい。（学校教育室）	総務課と協議した結果、超過支給分について、戻入処理を行うこととしました。 今後誤りのないよう適切に処理します。
観光戦略課	令和7年3月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 令和5年度分の行政財産目的外使用料について、令和7年2月12日現在、まだ調定していないものがあった。 イ　休日勤務手当が支給された休日が含まれる週において、週休日に勤務した7.75ｈを同一週外の１日振替とし、うち3.75ｈについて時間外勤務手当を支給している。この週の勤務時間は、法定労働時間に休日勤務した時間を加えた時間以下であるため、3.75ｈについて時間外勤務手当を支給する必要はない。	いずれも相手方に事情を説明し、速やかに調定後納付を求めます。 今後同様の事態とならぬよう適切な処理に努めます。 ご指摘後、総務課へ報告し対応を依頼しております。 今後同様の事案が生じないよう、課内において時間外勤務の取扱いを徹底し、適切な処理に努めます。
スポーツ推進課課	令和7年4月30日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。 （ア）時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。（R6.10.26） （イ）週休日に勤務した分を振替対応とし、同一週内に振替休を取得していないため振替手当が支給されていたが、以前の分の振替休を同一週内に取得しているため、振替手当の対象とはならないものがあった。	（ア）、（イ）について、速やかに総務課と協議を行い、令和７年４月支給分（令和７年３月分）で調整しました。 今後、このようなことがないように、適切に事務処理いたします。
財政課	令和7年4月30日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。（契約管財係）	御指摘を受け速やかに時間外超過勤務手当の追加支給等を行うとともに、これまで時間外勤務命令簿とシステム入力を合わせて行い、決裁に回付するよう改め、また月末の手当額算定にかかる決裁に際して、時間外勤務命令簿を併せて回付し、決裁権者の確認を徹底しておりましたが、今回、時間外命令が１件だけであり、システムへの入力漏れであったため、時間外勤務命令簿とシステム上でのチェックを入れるように事務改善を行いました。